第五十七条の三中「、第三十八条第二項」を「、第三十八条第三項（法第六十三条第三項に係る部分に限る。）」に改め、同条の表中

読み替えられる字句	読み替える規定
一の都府県知事	第三条
他の都府県知事	

を

読み替える字句	読み替える規定
一の都府県知事	第三条
他の都府県知事	

に改め、同表第三十八条第二項の項中「第三十八条第二項」を「第三十八条第三項」に改める。

第五十七条の四中「第十条の六」を「第十条の八」に、「第三十八条第二項、」を「第三十八条第三項（法第六十三条第三項に係る部分に限る。）」に改め、同条の表第十六条の九の項を次のように改める。

第十六条の九第一項	第十六条の三第一項又は前条第一項	前条第一項
	第十六条の三第一項若しくは前条第一項	同項
	竹木の流送若しくは物件	物件

第五十七条の四の表第十八条第二項第三号、第三十八条第二項の項中「第三十八条第二項」を「第三十八条第三項」に改める。

（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正）

第三条　独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の四」に、「第四十二条」を「第四十二条の三」に改める。

第十四条の見出しを「（機構が行う特定施設の工事に係る河川管理者の権限等）」に改める。

第二章中第十七条の次に次の三条を加える。

（機構が行う特定改築等工事）

第十七条の二　法第十九条の二第一項の政令で定める特定改築等工事は、ダムに関する工事とする。

（機構が行う特定河川工事に係る河川管理者の権限等）

第十七条の三　機構が行う特定河川工事に関しては、機構は、河川法第十七条から第十九条まで、第二十一条、第三十七条、第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項、第七十条の二（第三項を除く。）、第七十四条及び第八十九条に規定する権限並びに水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号。以下この条において「水道原水水質保全事業法」という。）第十四条第一項及び第十六条に規定する権限を都道府県知事等（法第十九条の二第一項の都道府県知事等をいう。以下この条並びに第四十二条の二第三項及び第五項において同じ。）に代わって行うものとする。

2　前項に規定する機構の権限は、次条の規定により公示された河川の区間につき、同条の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、河川法第二十一条、第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項、第七十四条並びに第八十九条第八項及び第九項並びに水道原水水質保全事業法第十四条第一項及び第十六条に規定する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

3　第一項の規定により機構が負担させる河川法第六十七条、第六十八条第二項、第七十条第一項若しくは第七十条の二第一項又は水道原水水質保全事業法第十四条第一項の規定に基づく負担金は、機構の収入とし、機構は、河川法第七十四条第三項の納付義務者又は水道原水水質保全事業法第十六条第三項に規定する者が負担金及び延滞金を納付しない場合においては、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

4　第一項の規定により機構が都道府県知事等に代わって権限を行う場合において、河川法第十八条の他の工事の施行者若しくは他の行為の行為者、同法第十九条の他の工事の目的である工作物の管理者又は同法第六十七条、第六十八条第二項若しくは第七十条第一項の費用を負担する者が国又は地方公共団体であるときは、機構は、あらかじめ、これらの者に協議しなければならない。

5　第一項の規定により機構が負担させる河川法第七十条第一項の規定に基づく負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法又は同法第七十条の二第一項の規定に基づく負担金の徴収方法については同法第七十条第二項又は第七十条の二第三項の規定に基づく都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市（以下この項において「都道府県等」という。）の条例の規定を、第一項の規定により機構が負担させる水道原水水質保全事業法第十四条第一項の規定に基づく負担金の徴収方法については同条第三項の規定に基づく都道府県等の条例の規定を、それぞれ準用する。

6　機構は、河川法第十八条、第六十六条又は第七十条の二第一項に規定する権限を都道府県知事等に代わって行ったときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事等に通知しなければならない。

（特定河川工事に関する公示の方法）

第十七条の四　法第十九条の二第三項又は同条第四項（法第十九条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、工事を行う河川の名称及び区間、工事の内容並びに工事の開始の日又は工事の完了若しくは廃止の日を官報に掲載してするものとする。ただし、緊急の必要がある場合において官報に掲載して公示をするいとまがないときは、他の適当な方法によることができる。

第二十五条第二項中「及び次条」を「、次条及び第四十二条の三第二項」に改める。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条　前条の規定により水資源開発施設又は愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事につき負担する負担金の支払方法については、第三十一条（水道等負担金に係る部分に限る。）の規定を準用する。

第三章中第四十二条の次に次の二条を加える。

（特定河川工事に要する費用の範囲等）

第四十二条の二　法第三十条の二第一項の費用の範囲は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　河川管理施設の改築に要する費用　実施計画調査費、本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費、事務取扱費及び附属諸費

二　河川管理施設の修繕に要する費用　維持修繕費、事務取扱費及び附属諸費

三　河川管理施設の災害復旧工事に要する費用　本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費、事務取扱費及び附属諸費

2　前項第三号に規定する費用には、国土交通大臣が特別の事情があると認める応急工事費、応急工事に使用した材料で復旧工事に使用できるものに要した費用及び仮締切、瀬替えその他復旧工事に必要な仮設工事に要する費用を含むものとする。

3　法第三十条の二第四項の規定により都道府県又は指定都市が支払うべき額（二級河川の修繕に係るものを除く。）は、第一項の費用の額（第十七条の三第三項に規定する負担金があるときは、当該負担金の額を控除した額。以下この項において「負担基本額」という。）から、当該都道府県又は指定都市を統括する都道府県知事等が自ら特定河川工事を行うこととした場合に国が当該負担基本額を基準として当該都道府県又は指定都市に交付すべき負担金又は補助金の額を控除した額とする。